

第1回鴨川市立国保病院あり方検討委員会 次第

日時 平成27年9月29日（火）

午後1時30分から

場所 国保病院 会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 委員長及び副委員長の選出

5 諮問書の交付

6 議 事

（1）鴨川市立国保病院の現状と課題について

（2）その他

7 その他

8 閉 会

鴨川市立国保病院あり方検討委員会委員及び学識経験者名簿

任期 委嘱の日から平成28年3月31日まで

氏 名	所 属 等	摘 要
すずき よしかず 鈴木 美一	市議会議員	国保病院運営協議会委員
さくま あきら 佐久間 章	〃	〃
かわな こうすけ 川名 康介	〃	〃
かない あきら 金井 輝	医 師	〃
くろの たかし 黒野 隆	〃	〃
たきぐち いわお 滝口 巖	地域代表	〃
たかなし としお 高梨 利夫	〃	〃
さとう ともお 佐藤 伴夫	〃	〃
ながい みつこ 永井 光子	〃	〃
すずき いちろう 鈴木 一郎	学識経験者	船橋市立医療センター 事業管理者
おおはし けんさく 大橋 謙策	〃	公益財団法人 テクノエイ ド協会 理事長
いせき ともとし 伊関 友伸	〃	城西大学 経営学部マネジ メント総合学科 教授

鴨川市立国保病院あり方検討委員会設置要綱

平成 27 年 9 月 1 日
鴨川市告示第 120 号

(設置)

第 1 条 鴨川市立国保病院（以下「国保病院」という。）の今後のあり方について検討を行うため、鴨川市立国保病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問を受け、次に掲げる事項について必要な検討を行う。

- (1) 国保病院の役割に関すること。
- (2) 経営上の課題とその対策に関すること。
- (3) 経営の形態に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 人をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3 人
- (2) 医師 2 人
- (3) 地域を代表する者 4 人

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、第 2 条に規定する所掌事務について検討を行うときは、病院の経営等に関する学識を有する者の意見を聴取するものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、国保病院において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。